

埼例規第17号・務

平成11年3月26日

埼玉県警察本部長

協力援助者に対する見舞金支給要綱の制定について（例規通達）

警察の職務に協力して災害を受けた者に対して見舞金を支給することにより、警察に対する一層の信頼と協力の確保を期するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成11年4月1日から実施することとしたから、部下職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報償金の支給について（昭和38年埼例規第9号・務）は、廃止する。

別添

協力援助者に対する見舞金支給要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和50年埼玉県条例第60号）の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第2条第1項若しくは第2項に規定する災害であると認定された者（以下「協力援助者」という。）又はその遺族に対する見舞金の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 見舞金の種類及び金額

1 協力援助者の受けた災害に対する見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金協力援助者が当該協力援助行為に起因して死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に対して支給するもの
- (2) 障害見舞金協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり治った場合において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号）別表第二に定める1級から8級までの障害等級に該当する障害が存するときに、当該協力援助者に支給するもの
- (3) 傷病見舞金協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、療養を必要とする場合に、当該協力援助者に支給するもの

2 弔慰金、障害見舞金及び傷病見舞金の額は、別表のとおりとする。

第3 弔慰金の遺族の範囲及び受給順位

1 弔慰金の支給を受けることができる遺族は、当該協力援助者が被災した当時において、次に該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 協力援助者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 協力援助者を扶養していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 弔慰金を受けるべき順位は、前記1の順序とし、(2)から(4)までに掲げる者のうちにあつては、それぞれに掲げる順序とし、父母にあつては養父母を先にし、実父母を後にす

る。

第4 障害見舞金の調整

被災する前から障害のある協力援助者が、被災により同一部位について障害の程度を加重した場合は、被災により新たに認定された障害等級に応じた障害見舞金の額から被災前の障害等級に応じた障害見舞金の額を減じた額を支給する。

第5 上申手続

見舞金の支給上申は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が、その都度警察本部長に行うものとする。

第6 見舞金の支給決定

警察本部長は、見舞金額を決定し、協力援助見舞金支給決定書（別記様式）を支給を受ける者に交付するものとする。

第7 見舞金の支給等

- 1 警務課長は、見舞金の支給の決定があった場合は、所定の手続により速やかに支給するものとする。
- 2 警務課長は、見舞金の支給の決定があった場合は、その旨を警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和29年埼玉県警察本部訓令第16号）第2条の規定による協力援助者災害発生報告を行った所属の長に通知をするものとする。

実施日

この例規通達は、平成11年4月1日から実施する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・総）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（平成18年9月21日務第2775号）

この通達は、平成18年9月21日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

見舞金の種類等		支給額
弔慰金		200万円
障害見舞金	第1級	200万円
	第2級	180万円
	第3級	160万円
	第4級	120万円
	第5級	100万円
	第6級	80万円
	第7級	40万円
	第8級	30万円
傷病見舞金	全治6か月以上	10万円
	全治3か月以上	5万円
	全治1か月以上	3万円
	全治1か月未満	2万円

別記様式（第6関係）

務 第 ○ ○ ○ 号

年 月 日

様

埼玉県警察本部長 ○ ○ ○ ○

協力援助見舞金支給決定書

年 月 日、 警察署管内において、 様が
警察の業務に御協力されましたことに対しまして、次の見舞金を贈ることに決
定しましたので、お知らせします。

見舞金の種別	支 給 額
	円

備考